

【提出書類等について】

様式 1-1	様式 1-2	書類		取得先	備考
○	○	①	被相続人の住民票の除票	平塚市市役所市民課 0463-23-1111 (代表)	・除籍謄本等ではなく、住民票の除票 (死亡日前後の住所を確認するため)
○	○	②	相続人の住民票	各相続人の居住する市町村の窓口	・家屋と敷地のいずれか、もしくはその両方を取得した相続人全員分の住民票が申請書ごとに 必要です。(法定相続人全員分ではありません。) ・取得日は譲渡日以降(様式 1-2 の場合は解体日以降) (相続から譲渡までの相続人の住所を確認するため)
○	○	③	売買契約書のコピー	不動産事業者等	・譲渡する敷地等の場所、残代金支払い予定日、売主、買主が確認できる箇所をコピーしてください。 ・申請書に記載いただく譲渡日が契約書の残代金支払い予定日と異なる場合には、譲渡日が分かる 領収書等をあわせて添付してください。 (譲渡日が解体日以降であることを確認するため)
×	○	④	家屋の閉鎖事項証明書	法務局	・未登記等のため発行出来ない場合は、解体工事の請負契約書のコピー等(解体等をした時期、 対象が確認できるもの) (建築年月日、解体日等を確認するため)
○	○	⑤以下のいずれかの書類(相続から解体、あるいは譲渡の時までに事業や居住用の家屋でなかったことを確認するため)			・使用していた場所(=空家)、相続日から譲渡日までの間に止めていることが分かる書類
			使用中止日が確認できる書類(電気)	電気事業者	
		(i)	使用中止日が確認できる書類(水道)	平塚水道営業所 0463-73-6122	
			使用中止日が確認できる書類(ガス)	ガス事業者 (都市ガス・LPガス)	
	(ii)	宅地建物取引業者による広告	不動産事業者	・(様式 1-1) 現況が空家である旨の記載があること ・(様式 1-2) 現況が空家であり、更地引き渡しである旨の記載があること	
	(iii)	その他		上記書類が提出出来ない場合は、ご相談ください。	
×	○	⑥	空家が解体されたことが分かる写真	申請者本人・解体事業者・不動産事業者等	・取壊し日以降で譲渡日以前の撮影日が入っているもの(手書きによる記入も可) ・撮影日が明確に分からない場合には、ご相談ください。 (解体から譲渡まで、敷地が建築物等の用途でなかったことを確認するため)
○	○	⑦被相続人が老人ホーム等に入所していた場合 (被相続人について空家から老人ホーム等に入所しており、介護認定等を受け、空家であるものの一定使用され、事業や被相続人以外の居住用途ではないことを確認するため)			・要介護認定等を受けていたことがわかる書類(要介護認定等の決定通知書等)でも可
		(i)	介護保険の被保険者証・障害福祉サービス受給者証のコピー等	被相続人が生前所持していたもの	
		(ii)	施設入所時の契約書のコピー等	入所先の老人ホーム等	
	(iii)	使用中止日が確認できる書類 (電気、水道、ガスのいずれか)	各事業所等	・⑤(i)と同じ書類のため、重複する場合には提出不要です。(外出・外泊の記録等でも可と出来る 場合がありますので、ご相談ください。)	

※上記書類の提出が難しい場合には、ご相談ください。

※「被相続人居住用家屋等確認申請書」は、確定申告をする申請者ごとに必要となるので、上記書類についても人数分必要(2人目以降の提出書類はコピーで可)となります。